# 令和2年度 防災くらし安心部当初予算の概要

令和2年2月 防災くらし安心部

# 令和2年度 防災くらし安心部主要施策の体系

令和2年2月

# 災害に強く、安全・安心な地域づくりの推進

### 1 自然災害への備えの強化

### (1)総合的な危機対応力の充実強化

〇 やまがた防災力向上加速化事業費

3,460千円

- ・出前教室等による防災教育の充実と啓発活動の推進
- ・自主防災組織リーダー等を対象とする実践的研修の 実施
- ・県・市町村の連携強化及び医療、保健、福祉など各 分野の災害時対応の連携強化を目的とした研修の実 施【新規】
- ・大規模災害への対応力強化のための職員研修の実施
- 〇 備蓄物資更新事業費

7.423千円

- ・大規模災害に備えた食料・飲料水等備蓄物資の計画 的な備蓄・更新(乳児用液体ミルクの追加【拡充】)
- 〇 津波対策推進事業費

560千円

- ・指定市町が行う避難誘導案内標識設置等に対する助成(夜間対応型限定、補助上限額嵩上げ【拡充】)
- 〇 火山防災対策推進事業費

1.823千円

・蔵王山、鳥海山、吾妻山の火山防災協議会の運営

- 〇 市町村防災行政無線整備促進事業費 (市町村総合交付金) 77.3
  - 77.394千円
  - ・市町村が行う同報系防災行政無線整備に対する助成
- 〇 自主防災組織強化推進事業費 4,490千円
  - ・自主防災組織の組織化推進等への支援
  - ・防災士の養成
- 〇 国民保護対策推進事業費

3.373千円

- 国民保護図上訓練の実施
- 〇 消防活性化推進事業費
- 1,644千円
- ・消防団員の加入促進
- 〇 救急救命体制整備促進事業費
- 9.777千円
- ・救急救命士の養成、教育体制の充実強化

○ 消防防災へリコプター管理運営費 183,505千円

・消防防災へリコプター「もがみ」の運航管理

### (2) 東日本大震災からの復興・避難者支援

- 〇 避難者支援連携協働推進事業費 2,090千円
  - ・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」の運営
  - ・健康や暮らしに関する交流相談の実施
  - ・避難者ケースマネジメント実施への支援
- 〇 ボランティア支援事業費

14,442千円

- ・「復興ボランティア支援センターやまがた」の運営支援
- 〇 避難者向け借上げ住宅事業費
- 4,392千円
- 避難者向け借上げ住宅の提供

### 2 暮らしの安全・安心の確保

### (1)消費生活の安定及び向上

〇 消費者行政推進事業費

29.432千円

- ・消費生活相談、出前講座や啓発イベントの実施
- ・若年者への消費者教育等を行う市町村に対する助成

### (3) 食の安全・安心の確保

〇 食の安全安心推進事業費

602千円

- ・食の安全に関する県民との情報共有
- ・食の安全ほっとインフォメーションによる情報提供

# (2)犯罪の予防と交通事故防止のための取組みの強化

- 性犯罪・性暴力被害者支援事業費 5,203千円
  - ・「やまがた性暴力被害者サポートセンター (べにサポ やまがた)」による相談支援
- 〇 高齢運転者交通安全対策強化推進事業費 【新規】 1,099千円
  - ・運転免許証の自主返納を支援するための協賛事業者 の募集・登録
  - ・自転車の安全で適正な利用の周知啓発
- 〇 交通安全総合対策費

7.702千円

・県民総ぐるみによる交通安全運動の展開

#### (こ) 及の久土 久山の龍水

人の内へに関うて限日」のは切り

### (4)動物の愛護及び適正飼養の推進

〇 動物愛護適正飼養推進事業費

369千円

- 動物愛護推進員の活動支援
- ・親子動物愛護教室やペット防災セミナーの開催

### (5) 安全で安定した水道水の確保

〇 生活基盤施設耐震化等交付金事業費

444,641千円

- ・市町村等水道事業者が行う施設耐震化や老朽化対策 等に対する助成
- 〇 水道事業運営基盤強化推進事業費【新規】

21,503千円

・水道広域化推進プランの策定

# 令和2年度 防災くらし安心部当初予算 総括表

(総合支庁予算含む)

1 課別予算額 (単位:千円)

, HV/1111 <del>21 1</del> 12						
	2年度当	初予算額	元年度当	初予算額	比較増減	対前年度比
課名	金額(A)	一般財源	金額(B)	一般財源	(A-B)	(A/B)
防災危機管理課	487,693	400,257	860,753	363,781	△373,060	56.66%
消防救急課	411,225	372,400	405,919	359,278	5,306	101.31%
消費生活·地域安全課	214,244	172,186	209,681	153,755	4,563	102.18%
食品安全衛生課	910,220	204,782	829,995	170,102	80,225	109.67%
合 計	2,023,382	1,149,625	2,306,348	1,046,916	△282,966	87.73%

(単位:千円)

# 2 性質別予算額

2 江央州门开限						
	2年度当初予算額		元年度当	初予算額	比較増減	対前年度比
性 質 別	金額(A)	一般財源	金額(B)	一般財源	(A-B)	(A/B)
人件費	865,627 620,565		771,634	518,324	93,993	112.18%
一般行政費	728,184	528,143	1,120,648	517,092	△392,464	64.98%
扶助費等	0	0	0	0	0	
貸付金	0	0	0	0	0	ı
出資金	0	0	435,023	29,323	△435,023	_
積立金	13,199	13,132	26,921	26,847	△13,722	49.03%
維持補修費	58,765	58,765	40,789	40,789	17,976	144.07%
補助費等	184,499	107,287	188,939	121,369	△4,440	97.65%
物件費	471,721	348,959	428,976	298,764	42,745	109.96%
投資的経費	429,571	917	414,066	11,500	15,505	103.74%
一般公共	428,654	0	402,566	0	26,088	106.48%
一般単独	917	917	11,500	11,500	△10,583	7.97%
繰出金	0	0	0	0	0	_
合 計	2,023,382	1,149,625	2,306,348	1,046,916	△282,966	87.73%

# 令和2年度当初予算 主要事業一覧

部局名:防災くらし安心部

### 1 自然災害への備えの強化

(1)	総合的なな	危機対応	芯力	の充実	強化						(単位	: 千円)
番号	担当課	事	業	名	予算額	区分		事	業	概	要	
1	防災危機管 理課	防災対費	策推	進事業	4, 145		•	県防災会議の 大規模災害を 災害マネジメ ための研修	想定し			
2	防災危機管理課	やまが 上加速			3, 460	拡充		出前教室等準地防災の一個では一個では一個では一個では一個である。 はいれい はい	防災 ダー 連携 野 が が 連携 が の が	力の強 等を が を が と と と と き と と き と と り た る た う た う た う た う た う た う た う た う た う	化に向 象とす び医療、 対応の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	けた自主 る実践的 、保健、 連携強化
3	防災危機管 理課	備蓄物費	資更	新事業	7, 423	拡充	•	大規模災害に物資の計画的 物資の計画的 ミルクの追加	な備書	・ 更		
4	防災危機管 理課	津波対費	策推	進事業	560	拡充	•	指定市町が行 に対する助成 限額嵩上げ【	(夜間	引対応		
5	防災危機管 理課	火山防 事業費	災対	策推進	1, 823			蔵王山、鳥海 議会の運営	山及で	び吾妻	山の火口	山防災協
6	防災危機管 理課	防災行 トワー 運営費		信ネッ 守管理	163, 934		•	防災行政通信 テムの運用・(			び震度	情報シス
7	防災危機管 理課		促進		77, 394		•	市町村が行う  に対する助成		系防災	行政無	線の整備
8	防災危機管 理課	自主防推進事			4, 490		•	自主防災組織 市町村への支 自主防災組織 行う「防災士	援 の中権	亥とな		
9	防災危機管 理課	重業費			3, 373			国民保護図上	訓練の	の実施		
10	消防救急課	消防活 業費	性化	推進事	1, 644			消防団員の加え者の表彰の実		進及び	消防、位	保安功労
11	消防救急課	11月18日 — 1	業費		9, 777			救急救命士の消防機関と医				充実強化
12	消防救急課	消防防ター管	災へ 理運	リコプ 営費	183, 505		•	消防防災へリー 管理	コプク	ター「	もがみ.	」の運航

(2)	東日本大流	震災か	らの	復興・	避難者支援		(単位:千円)
番号	担当課	事	業	名	予算額	区分	事業概要
13	防災危機管 理課 復興・避難 者支援室	避難者			2,090		<ul><li>・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」 の運営</li><li>・健康や暮らしに関する交流相談の実施</li><li>・避難者ケースマネジメント実施への支援</li></ul>
14	防災危機管 理課 復興・避難 者支援室	ボラン	ティ	ア支援	14, 442		・「復興ボランティア支援センターやまがた」の運営支援 ・定住・生活支援に関する情報提供
15	防災危機管 理課 復興・避難 者支援室	避難者			4, 392		・避難者向け借上げ住宅の提供

### 2 暮らしの安全・安心の確保

(1) 消費生活の安定及び向上

(1)	消費生活の	の安定	及び	向上			(単位:千円)
番号	担当課	事	業	名	予算額	区分	事 業 概 要
16	消費生活 • 地域安全課		行政	推進事	29, 432		<ul> <li>消費生活相談の実施</li> <li>消費者教育・啓発のための消費生活出前 講座や消費生活情報を提供するイベント 等の実施</li> <li>若年者への消費者教育など新たな課題に 取り組む市町村に対する助成</li> <li>市町村における消費者安全確保地域協議 会の設置促進や見守り活動の充実に向け た研修会の開催</li> </ul>

(2)	(2)犯罪の予防と交通事故防止のための取組みの強化								
番号	担当課	事 業 名	予算額	区分	事業概	要			
17		性犯罪・性暴力被 害者支援事業費	5, 203		<ul><li>「やまがた性暴力被害者も ター (べにサポやまがた)</li></ul>				
18	消費生活・ 地域安全課	高齢運転者交通安 全対策強化推進事 業費		新規	<ul><li>運転免許証の自主返納を予協賛事業者の募集・登録</li><li>自転車の安全で適正な利用</li></ul>	2			
19	消費生活· 地域安全課	交通安全総合対策 費	7, 702		・ 県民総ぐるみによる交通9	安全運動の展開			

(3)	(3)食の安全・安心の確保 (単位:千円										: 千円)	
番号	担当課	事	業	名	予算額	区分		事	業	概	要	
20	食品安全衛 生課	食の安 事業費		心推進	602		会」等 情報: ・ 出張・	*による 共有	食の安 -や食(	全に関の安全に	する県 ほっと	進交流 民との インフォ 報提供

### (4)動物の愛護及び適正飼養の推進

番号	担当課	事	業	名	予算額	区分		事	業	概	要
21	食品安全衛 生課	動物愛語推進事業		正飼養	369		進員 ・ 親子!	愛護推進 の活動支 動物愛護 ト防災セ	で援 養教室の	開催	崔や動物愛護推 崔

(単位:千円)

### (5) 安全で安定した水道水の確保

(5)	安全で安置	定した水道水の確	保		(単	位:千円)
番号	担当課	事 業 名	予算額	区分	事業概要	ī
22		生活基盤施設耐震化等交付金事業費			<ul><li>市町村等水道事業者が実施する</li><li>化や老朽化対策等に対する助用</li></ul>	
23		水道事業運営基盤 強化推進事業費	21, 503	新規	<ul><li>水需要の減少や施設の老朽化等対応するための水道広域化推議</li><li>策定</li></ul>	

# 令和2年2月定例会 議案説明会

# <予算案件以外の案件一覧>

# <令和2年度分>

# ◆ 条例案件 5件

番号	案 件 名	提案理由
議第48 <del>号</del>	山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定 について	高圧ガス保安法の規定に基づく圧縮水素自動 車燃料装置用容器に係る容器検査等について 手数料を新設するためのもの
議題52 <del>号</del>	山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関す る条例の一部を改正する条例の制定について	自転車利用者にその利用しなくなった自転車 の廃棄を適法に行わせる等のためのもの
議題53号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について	食品衛生法の一部改正に伴い規定の整備を図るためのもの
議題54 <del>号</del>	山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正 に伴い、動物愛護管理員を置く等のためのも の
議題55号	クリーニング業法施行条例の一部を改正する条 例の制定について	クリーニング師の試験に係る手数料の額の適 正化を図るためのもの

# ◆ 条例以外の案件 1件

番号	案 件 名	概 要
議第77号	第4次山形県総合発展計画の策定について	本県の新しい県づくりの指針となる第4次山 形県総合発展計画を策定するためのもの

# 令和2年2月定例会 議案説明会

# <防災くらし安心部所管の2月補正予算の概要>

# [一般会計]

### 1 総括表

(単位:千円)

令和元年度現計予算	2月補正	2月補正後		
2, 365, 797	△ 6,990	2, 358, 807		

# 2 主な内容

### (1)消防防災行政の推進

① 消防防災ヘリコプター管理運営費

22,571千円

### (2) 防災対策の推進

① 市町村が被災した他県への支援に要した経費

9,520千円

### (3) 事業実績等により減額する事業(主なもの)

① 生活基盤施設耐震化等交付金事業

△25,029千円

② 消費者行政推進事業

△6,930千円

③ 防犯ボランティア活動支援事業

△3,700千円

現 行

#### 改 正 案

(手数料の徴収)

第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、そ筒2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、そ れぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。こ の場合における当該手数料の金額は、当該各号 に特別の計算単位の定めのあるものについては その計算単位につき、その他のものについては 1件につきそれぞれ当該各号に定める額とす る。

#### $(1) \sim (74)$ 一略一

(75) 高圧ガス保 高圧ガス 次の表の 安法施行令第18 容器検査 左欄に掲 条第2項第3号等手数料 げる容器 の規定に基づく 検査又は 高圧ガス保安法 容器再検 第44条第1項に 査及び容 規定する容器検 器の区分 に応じ、そ 査又は同令第18 条第2項第4号 れぞれ同 の規定に基づく 表の右欄 同法第49条第1 に定める 項に規定する容 額 器再検査

区分	金額
イ 一略一	
ロ 繊維強化プラスチッ	
ク複合容器又は圧縮天	
然ガス自動車燃料装置	
用容器 (イに規定する	
容器を除く。)に係る	
容器検査又は容器再検	
查	
(イ)~(ホ) -略-	一略一
ハ及びニ 一略一	

 $(76) \sim (478)$  一略一

(手数料の徴収)

れぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。こ の場合における当該手数料の金額は、当該各号 に特別の計算単位の定めのあるものについては その計算単位につき、その他のものについては 1件につきそれぞれ当該各号に定める額とす る。

#### $(1) \sim (74)$ 一略一

(75) 高圧ガス保 高圧ガス 次の表の 安法施行令第18 容器検査 左欄に掲 条第2項第3号等手数料 げる容器 の規定に基づく 検査又は 容器再検 高圧ガス保安法 第44条第1項に 査及び容 規定する容器検 器の区分 査又は同令第18 に応じ、そ 条第2項第4号 れぞれ同 の規定に基づく 表の右欄 に定める 同法第49条第1 項に規定する容 額 器再検査

区分	金額
イ 一略一	
ロ 繊維強化プラスチッ	
ク複合容器 <u>、圧縮天然</u>	
ガス自動車燃料装置用	
容器又は圧縮水素自動	
車燃料装置用容器(イ	
に規定する容器を除	
く。)に係る容器検査	
又は容器再検査	
(イ)~(ホ) -略-	一略一
ハ及びニ 一略一	

 $(76) \sim (478)$  一略一

2 一略一 山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

現 行

改正案

(自転車の点検及び整備等)

第14条 一略一

 $2 \sim 5$  一略一

6 自転車利用者(当該自転車利用者が未成年者)6 自転車利用者(当該自転車利用者が未成年者 である場合は、その保護者を含む。次項におい て同じ。)は、道路、公園及び商業施設その他 の公衆が出入りすることができる場所におい て、その利用する自転車を、通行人、客その他 の公衆の通行を妨げるように置かないよう、か つ、放置すること(正当な理由なく長期間置く ことをいう。)のないように努めるものとする。

(自転車の点検及び整備等)

第14条 一略一

 $2 \sim 5$  一略一

- である場合は、その保護者を含む。以下この条 において同じ。)は、道路、公園及び商業施設 その他の公衆が出入りすることができる場所に おいて、その利用する自転車を、通行人、客そ の他の公衆の通行を妨げるように置かないよ う、かつ、放置すること(正当な理由なく長期 間置くことをいう。)のないように努めるもの とする。
- 7 自転車利用者は、その利用しなくなった自転 車を廃棄する場合は、適法に行うものとする。
- 8 自転車利用者は、その利用しなくなった自転 車を廃棄以外の方法により処分する場合は、保 管、譲渡その他適正な方法により行うよう努め るものとする。

9 一略一

7 一略一

現 行 改 正 案

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法(昭和22年法律)第1条 この条例は、食品衛生法等の一部を改正 第233号。以下「法」という。)第50条第2項に 規定する公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な 基準、法第51条に規定する営業の施設について 公衆衛生の見地から必要な基準、食品衛生法施 行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」とい う。) 第8条第1項に規定する食品衛生検査施 設の設備及び職員の配置の基準その他法の施行 に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理運営基準)

第2条 法第50条第2項に規定する公衆衛生上講席2条 旧法第50条第2項に規定する公衆衛生上 ずべき措置に関し必要な基準は、別表第1のと おりとする。

#### 別表第3

マ男 3	
営業の種類	手数料の額
一略一	
魚介類せり売	22,000円(引き続き許可を
営業	受けて <u>魚介類せり売営業</u>
	を営もうとする場合に係
	るものにあっては、21,000
	円)
魚肉ねり製品	16,000円(引き続き許可を
製造業	受けて <u>魚肉ねり製品製造</u>
	<u>業</u> を営もうとする場合に
	係るものにあっては、
	15,000円)
一略一	
醬油製造業	16,000円(引き続き許可を
	受けて <u>醬油製造業</u> を営も
	うとする場合に係るもの
	にあっては、15,000円)
一略一	
納豆製造業	14,000円(引き続き許可を
	受けて <u>納豆製造業</u> を営も
	うとする場合に係るもの
	にあっては、13,000円)

(趣旨)

する法律(平成30年法律第46号)第1条の規定 による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233 号。以下「旧法」という。)第50条第2項に規 定する公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基 準、食品衛生法(以下「法」という。)第51条 に規定する営業の施設について公衆衛生の見地 から必要な基準、食品衛生法施行令(昭和28年 政令第229号。以下「政令」という。)第8条第 1項に規定する食品衛生検査施設の設備及び職 員の配置の基準その他法の施行に関し必要な事 項を定めるものとする。

(管理運営基準)

講ずべき措置に関し必要な基準は、別表第1の とおりとする。

#### 別表第3

文男 3			
営業の種類	手数料の額		
一略一			
魚介類競り売	22,000円(引き続き許可を		
り営業	受けて <u>魚介類競り売り営</u>		
	<u>業</u> を営もうとする場合に		
	係るものにあっては、		
	21,000円)		
魚肉練り製品	16,000円(引き続き許可を		
製造業	受けて <u>魚肉練り製品製造</u>		
	<u>業</u> を営もうとする場合に		
	係るものにあっては、		
	15,000円)		
一略一			
しょうゆ製造	16,000円(引き続き許可を		
<u>業</u>	受けて <u>しょうゆ製造業</u> を		
	営もうとする場合に係る		
	ものにあっては、15,000		
	円)		
一略一	,		
納豆製造業	14,000円(引き続き許可を		
	受けて <u>納豆製造業</u> を営も		
	うとする場合に係るもの		
	にあっては、13,000円)		

- 略 -	•	一略一
	のにあっては、13,000円)	
	もうとする場合に係るも	
	受けて <u>めん類製造業</u> を営	
めん類製造業	14,000円(引き続き許可を	麺類製造

麺類製造業	14,000円(引き続き許可を
	14,000円(引き続き許可を 受けて <u>麺類製造業</u> を営も うとする場合に係るもの
	うとする場合に係るもの
	にあっては、13,000円)

現 行

### 改正案

#### 山形県動物の保護及び管理に関する条例

目次

第1章~第5章 一略一

第6章 雑則(第23条—第24条) 第7章 罰則(第25条—第28条) 附則

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関す第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関す る法律(昭和48年法律第105号。以下「法」とい う。)第9条の規定に基づき動物の飼養及び保 管について必要な事項を定めるとともに、法第 36条第2項の規定により収容した動物、逸走し た動物等につき県が講ずべき措置を定め、もっ て動物の健康及び安全の保持並びに動物による 人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を 図ることを目的とする。

(飼養者による緊急時の措置)

第19条 飼養者(特定動物(法第26条第1項に規第19条 飼養者(特定動物(法第25条の2に規定 定する特定動物をいう。以下同じ。)を飼養し、 又は保管する者をいう。)は、特定動物が逸走 したときは、直ちにその旨を知事及び警察官に 通報し、かつ、付近の住民に周知させるととも に、当該特定動物を捕獲する等特定動物による 人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止す るために必要な措置をとらなければならない。

第6章 雑則 第7章 罰則 山形県動物の愛護及び管理に関する条例

目次

第1章~第5章 一略一

第6章 動物愛護管理員(第22条の2)

第7章 雑則(第23条—第24条)

第8章 罰則(第25条—第28条)

附則

(目的)

る法律(昭和48年法律第105号。以下「法」とい う。)第9条の規定に基づく動物の飼養及び保 管に関し必要な事項、法第36条第2項の規定に より収容した動物、逸走した動物等につき県が 講ずべき措置その他の動物の愛護及び管理に関 し必要な事項を定め、もって動物の健康及び安 全の保持並びに動物による人の生命、身体又は 財産に対する侵害の防止を図ることを目的とす る。

(飼養者による緊急時の措置)

する特定動物をいう。以下同じ。)を飼養し、 又は保管する者をいう。)は、特定動物が逸走 したときは、直ちにその旨を知事及び警察官に 通報し、かつ、付近の住民に周知させるととも に、当該特定動物を捕獲する等特定動物による 人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止す るために必要な措置をとらなければならない。

第6章 動物愛護管理員

第22条の2 動物の愛護及び管理に関する事務を 行わせるため、法第37条の3第1項に規定する 動物愛護管理担当職員として動物愛護管理員を 置く。

> 第7章 雑則 第8章 罰則

附則第2項関係(山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

現 行 改正案

(市町村が処理する事務の範囲等)

(市町村が処理する事務の範囲等)

第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表際2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表 の左欄に掲げる事務(2以上の市町村の区域に) の左欄に掲げる事務(2以上の市町村の区域に 係るものを除く。)は、それぞれ同表の右欄に 係るものを除く。)は、それぞれ同表の右欄に

掲げる市町村が処理することとする。

	<u> </u>
事務	市町村
1~38 一略一	一略一
39 法及び <u>山形県動物の</u>	山形市以外の
保護及び管理に関する	市及び各町村
条例(平成12年12月県条	
例第92号)に基づく事務	
のうち次に掲げるもの	
(1)及び(2) -略-	
(3) 山形県動物の保	
護及び管理に関する	
条例第16条の規定に	
よる負傷動物の収容	
に係る公示	
40~49 一略一	一略一

掲げる市町村が処理することとする。

	- / - 0
事務	市町村
1~38 一略一	一略一
39 法及び <u>山形県動物の</u>	山形市以外の
愛護及び管理に関する	市及び各町村
条例(平成12年12月県条	
例第92号) に基づく事務	
のうち次に掲げるもの	
(1)及び(2) -略-	
(3) 山形県動物の愛	
護及び管理に関する	
条例第16条の規定に	
よる負傷動物の収容	
に係る公示	
40~49 一略一	一略一

一略一

2 一略一 2

クリー	ーニンク	ず業法施行条例の	一部を改正する	条例	(案)	新旧対照表
//	_ /			ノントレコ		77 1 1 1 7 1 1 1 1 1 2 2

現 行 改正案 (手数料) (手数料) 第3条 県は、次の各号に掲げる者から、当該各第3条 県は、次の各号に掲げる者から、当該各 号に定める額の手数料を徴収する。 号に定める額の手数料を徴収する。 (1)及び(2) -略-(1)及び(2) -略-(3) 法第7条第1項の規定によりクリーニン (3) 法第7条第1項の規定によりクリーニン グ師の試験を受けようとする者 9,000円 グ師の試験を受けようとする者 10,000円 (4)及び(5) 一略一 (4)及び(5) 一略一